

令和6年10月18日

〒954-0111
新潟県見附市今町3-1-5
トレイルランナーズ 松永紘明 様

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田伸吾



(連絡先)

〒950-0965
新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階
担当事務局 高杉陽子
TEL 025-384-4021
FAX 025-384-4022

申入れ終了のご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

1 貴団体が主催する DEEP JAPAN ULTRA 100 ～NIIGATA～ 2024 の申込みに関する規約について、貴団体作成の令和6年5月28日付「回答書」にて、次回大会からの規約一部改定等のご連絡を頂きました。当団体の申入れに対し対応いただきましたこと、感謝申し上げます。

2 もっとも、大会申込規約5及び競技規則15については、依然として消費者契約法第10条に反するものであると考えます。

貴団体は、大会中止の判断をした場合に団体が負担することになる経費支出が多額になることを理由として、原則返金しないとする上記条項が有効である旨ご主張されています。しかし、大会が中止されたにも関わらず、貴団体の都合で原則返金を受けられないとする上記条項は、消費者が本来有する返金を受ける権利（民法545条1項）を、信義則に反する程度に両当事者間の衡平を損なう形で侵害するといえます。すなわち、大会中止の責任及び負担を消費者に負わせるに等しいものであり、消費者の利益を一方的に害するものといえます。

3 上記大会はすでに開催済みですので、申入れは終了とさせていただきますが、来年度以降の大会規約についても、当団体で引き続き確認させていただきます。

貴団体の対応に御礼申し上げますとともに、今後の貴団体の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具